

蓮田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成19年12月21日市長決裁
改正 平成20年11月27日市長決裁
改正 平成21年 3月30日市長決裁
改正 平成23年 3月18日市長決裁
改正 平成24年 3月22日市長決裁
改正 平成25年 3月22日市長決裁
改正 平成25年10月24日市長決裁
改正 平成28年 3月31日市長決裁
改正 平成29年 3月 2日市長決裁
改正 令和 3年 5月20日市長決裁
改正 令和 4年10月27日市長決裁
改正 令和 6年 3月19日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境衛生の充実に寄与することを目的とし、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置整備事業の推進を図り、浄化槽設置者に対し補助金の交付をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、蓮田市補助金等交付規則（平成12年蓮田市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活雑排水 家庭や事業所等から排水されるし尿、その他生活に起因する雑排水をいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

- (3) 净化槽　净化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第4条の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する净化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上、放流水のBODが $20\text{ mg}/1$ （日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (4) 変則净化槽　既存単独処理净化槽と変則合併処理装置（既存単独処理净化槽の処理水及び生活雑排水とを併せて処理する装置）とを組み合わせた法及び建築基準法の規定による净化槽をいう。
- (5) 高度処理型净化槽（窒素又はリン除去型、高度窒素除去型、窒素及びリン除去型）　同条(3)に示す净化槽であり、かつ、窒素又はリン除去型は、放流水の総窒素濃度が $20\text{ mg}/1$ 以下又は総リン濃度が $1\text{ mg}/1$ 以下の機能を有するもの、高度窒素除去型は、放流水の総窒素濃度が $10\text{ mg}/1$ 以下の機能を有するもの、窒素及びリン除去型は、放流水の総窒素濃度が $20\text{ mg}/1$ 以下及び総リン濃度が $1\text{ mg}/1$ 以下の機能を有するものをいう。
- (6) 高度処理型変則净化槽（窒素又はリン除去型、高度窒素除去型、窒素及びリン除去型）　既存単独処理净化槽と変則合併処理装置とを組み合わせた法及び建築基準法の規定による净化槽であり、かつ、窒素又はリン除去型は、放流水の総窒素濃度が $20\text{ mg}/1$ 以下又は総リン濃度が $1\text{ mg}/1$ 以下の機能を有するもの、高度窒素除去型は、放流水の総窒素濃度が $10\text{ mg}/1$ 以下の機能を有するもの、窒素及びリン除去型は、放流水の総窒素濃度が $20\text{ mg}/1$ 以下及び総リン濃度が $1\text{ mg}/1$ 以下の機能を有するもので建築基準法に基づく国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- (7) 高度処理型净化槽（BOD除去型）　同条(3)に示す净化槽であり、かつ、BODの除去率97%以上、放流水のBODが $5\text{ mg}/1$ （日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (8) 高度処理型変則净化槽（BOD除去型）　既存単独処理净化槽と変則合併処理装置とを組み合わせた法及び建築基準法の規定による净化槽であり、かつ、BODの除去率97%以上、放流水のBODが $5\text{ mg}/1$ （日間平均値）以下の機能を有するもので建築基準法に基づく国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- (9) 専用住宅　主に居住の用に供する建築物又は延べ床面積の2分の1以上を居住

の用に供する建築物をいう。

- (10) くみ取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽をいう。
- (11) 転換 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請（都市計画区域以外においても同項の規定が適用されるものとして取り扱う。）を要する建築物の新築、改築及び増築（別棟を建築するものに限る。）を除く専用住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を10人槽以下の同条(3)～(8)（以下「浄化槽等」という。）に示すものに入れ替えることをいう。
- (12) 配管 浄化槽等を設置するに当たり、生活雑排水を浄化槽等に流入させるための管、浄化槽等の処理水を公共用水域等に放流させるために必要な管、放流ポンプ槽及び放流ますの設置を行う工事をいう。
- (13) 撤去 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を掘り起こし、完全に除去することをいう。ただし、住宅と一体として設置されたくみ取り便槽については、住居の場合にあっては、住宅の外壁より外側の部分を完全に除去することをいう。
- (14) 処分 浄化槽等を設置するに当たり、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分を行う工事（清掃、消毒及び汚泥処理、撤去（掘り起し）、収集運搬、中間処理及び最終処理までの廃棄物としての処理）をいう。

（交付対象地域）

第3条 この要綱の対象となる地域は、蓮田市の行政区域とする。ただし、次の各号に掲げる区域を除く。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業認可区域
 - (2) 農業集落排水処理施設整備済み区域
 - (3) 事業年度から起算して5ヶ年以内に地域し尿処理施設、農業集落排水処理施設等の生活雑排水を処理するための施設整備事業が予定されている区域
- 2 前項各号に規定する地域であっても、特に市長が認めた場合はこの限りでない。

（補助金の交付）

第4条 市は、交付対象地域において、自己の居住用の専用住宅で既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から、浄化槽等への転換をしようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、補助金の対象は、補助金の交付年度内に申請及び工事が完了した浄化槽等であり、当該事業年度の前年度以前に工事済みであるものは補助金の対象とならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、浄化槽等を設置したとき。
- (2) 専用住宅の賃借人で、賃貸人の承諾が得られないとき。
- (3) 浄化槽等の処理水の放流方法について、関係者の承諾を必要とする者で、これが得られないとき。
- (4) 販売の目的で、浄化槽等を設置しようとするとき。
- (5) 事業年度内に宅内からの生活雑排水と浄化槽等の接続が確認されなかつたとき。
- (6) 補助金の交付決定以前に工事を着工したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する際の設置に要する費用（本体及び本体設置に伴う工事費用）に相当する額（当該額が別表第1に規定する補助限度額を超える場合にあっては、当該補助限度額）とする。

2 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の転換による設置を行うに当たり、配管及び処分を行う場合は、配管及び処分に要する費用に相当する額（当該額が別表第2に規定する補助限度額を超える場合にあっては、当該補助限度額）を前項に規定する補助金の額に加算する。

3 前項のうち、処分する既存単独処理浄化槽及びくみ取り便槽については、清掃、消毒及び汚泥処理、撤去（掘り起し）、収集運搬、中間処理及び最終処理までの廃棄物としての処理の全てを行うものであり、廃棄物としての処理については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により確認ができること。

4 第1項及び第2項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、それぞれ切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、規則様式第1号の蓮田市補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を通過した法第5条に規定する浄化槽設置届出書
- (2) 蓮田市建築基準法施行細則（昭和61年蓮田市規則第20号）第4条第1項第3号に規定する浄化槽に関する調書
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 工事見積明細書
- (5) 誓約書
- (6) 登録証
- (7) 登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 保証登録証
- (9) 浄化槽等設置場所配置図及び排水・放流先見取図
- (10) 浄化槽等構造図（認定シート）
- (11) 工事請負契約書の写し
- (12) 浄化槽設置工事監督専任届及び浄化槽設備士免状の写し
- (13) 貸借人は、貸貸人の承諾書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付対象地域のうち、公共下水道の計画区域及び農業集落排水処理施設整備事業等の計画区域については、誓約書を添付するものとする。

(交付の決定及び通知書類)

第7条 規則第9条第1項の規定による通知は、様式第2号の蓮田市補助金等交付決定通知書によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項に規定する市長が指定する期日は、補助金に係る事業の完了の日から起算して1月に当たる日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日から起算して1月に当たる日）と当該年度の3月31日を比較していずれか早い日とする。

2 規則第13条第1項第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 净化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽等の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 净化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 净化槽法定検査（7・11条検査）の申込みを証する書類の写し
- (4) 請求内訳書の写し
- (5) 領収書の写し（工事請負契約書に基づく工事費）
- (6) 净化槽開始報告書
- (7) 施工チェックリスト
- (8) 净化槽等設置場所配置図及び雑排水・放流先見取図（変更のない場合は不要）
- (9) 施工時の写真（市の指導に従った写真を提出すること）
- (10) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(工事状況の現場確認)

第9条 市長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則様式第7号の蓮田市補助金等交付請求書に記載した住所が、規則様式第1号の蓮田市補助金等交付申請書に記載した住所と異なる場合は、当該補助金等交付請求書に住民票の写しを添付するものとする。

(浄化槽等設置者又は管理者の責務)

第11条 浄化槽等の設置者又は管理者は、法に基づく保守点検及び清掃を定期的に実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

2 浄化槽等の設置者又は管理者は、浄化槽等の使用開始後3月を経過した日から5月の間に法第7条の規定による水質検査を受けなければならない。また、その後1年に1回は、法第11条の規定による水質検査を受けなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

設置費補助金

人槽区分	補助限度額
5人槽	312,000円
7人槽	366,000円
10人槽	456,000円

注 補助金の対象となるものは、浄化槽本体及びそれに伴う工事費とする。

別表第2（第5条関係）

配管及び処分費補助金

人槽区分	補助限度額
5人槽	200,000円
7人槽	200,000円
10人槽	200,000円